



栃木県公報

令和 7 (2025) 年
7 月 15 日 (火)
第 621 号

目 次

○建築基準法による道路の指定	587
○都市計画の構想に関する公聴会の開催	587
○同	591
○開発行為の工事完了	592

告 示

栃木県告示第344号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項第4号の規定により次のとおり道路を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により公告する。

なお、その関係図書は、栃木県県土整備部建築指導課に備え、縦覧に供する。

令和 7 (2025) 年 7 月 15 日

栃木県知事 福 田 富 一

道 路 の 種 類	道 路 の 位 置	道 路 の 延 長 及 び 幅 員	指 定 年 月 日
法第42条第1項第4号 の規定による道路	栃木県芳賀郡益子町大字益子2043の一部ほか	延長615.0m 幅員9.0m ～ 12.0m	令和 7 (2025) 年 7 月 4 日

(建築指導課)

公 告

○都市計画の構想に関する公聴会の開催

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定に基づき都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の構想に関する公聴会を開催するので、都市計画に関する公聴会運営要領（昭和44年栃木県告示第642号。以下「要領」という。）第2条の規定により次のとおり公告し、同条第3号の都市計画の構想に係る図書を栃木県県土整備部都市政策課、関係土木事務所及び関係市町において令和 7 (2025) 年 7 月 15 日から同月 29 日まで縦覧に供する。

なお、要領第3条の規定により、当該都市計画の構想について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに知事に意見申出書を提出することができる。

令和 7 (2025) 年 7 月 15 日

栃木県知事 福 田 富 一

1 公聴会の日時及び場所

都 市 計 画 区 域	関 係 市 町	日 時	場 所
	宇都宮市	令和 7 (2025) 年 8 月 20 日 (水) 午後 6 時 30 分から	宇都宮市中央 1 丁目 1-13 宇都宮市中央生涯学習センター

宇都宮都市計画区域			(中央市民活動センター) 601 大ホール
	鹿沼市	令和 7 (2025) 年 8 月 22 日 (金) 午後 6 時 30 分から	鹿沼市文化橋町 1982-18 鹿沼市民情報センター 5 階マルチメディアホール
	真岡市	令和 7 (2025) 年 8 月 28 日 (木) 午後 6 時 30 分から	真岡市荒町 5191 真岡市役所 4 階 401・402 会議室
	上三川町	令和 7 (2025) 年 8 月 19 日 (火) 午後 6 時 30 分から	上三川町大字上三川 3970 上三川町仮庁舎中会議室
	芳賀町	令和 7 (2025) 年 8 月 29 日 (金) 午後 6 時 30 分から	芳賀町大字祖母井南 1-6-1 農業者トレーニングセンター研修室 1
	壬生町	令和 7 (2025) 年 9 月 1 日 (月) 午後 6 時 30 分から	壬生町大字壬生甲 3841-1 壬生町役場 1 階 大会議室
	高根沢町	令和 7 (2025) 年 8 月 22 日 (金) 午後 6 時 30 分から	高根沢町大字石末 2053 高根沢町役場第 3 庁舎 2 階 第 1・第 2 会議室
足利佐野都市計画区域	足利市	令和 7 (2025) 年 8 月 26 日 (火) 午後 6 時 30 分から	足利市朝倉町 264 あしかがフラワーパークプラザ 301 号室
	佐野市	令和 7 (2025) 年 8 月 25 日 (月) 午後 6 時 30 分から	佐野市高砂町 1 佐野市役所 6 階 大会議室 C
小山栃木都市計画区域	栃木市	令和 7 (2025) 年 8 月 21 日 (木) 午後 6 時 30 分から	栃木市入舟町 6-8 きららの杜 とちぎ蔵の街楽習館 (栃木市市民交流センター) 大交流室
	小山市	令和 7 (2025) 年 8 月 18 日 (月) 午後 6 時 30 分から	小山市中央町 1-1-1 小山市役所 4 階 会議室 403
	下野市	令和 7 (2025) 年 8 月 27 日 (水) 午後 6 時 30 分から	下野市笹原 26 下野市役所 2 階 203 会議室
	野木町	令和 7 (2025) 年 9 月 1 日 (月) 午後 6 時 30 分から	野木町大字丸林 571 野木町役場本館 2 階 大会議室
西方都市計画区域	栃木市	令和 7 (2025) 年 8 月 21 日 (木) 午後 6 時 30 分から	栃木市入舟町 6-8 きららの杜 とちぎ蔵の街楽習館 (栃木市市民交流センター) 大交流室
栗野都市計画区域	鹿沼市	令和 7 (2025) 年 8 月 22 日 (金) 午後 6 時 30 分から	鹿沼市文化橋町 1982-18 鹿沼市民情報センター 5 階マルチメディアホール
日光都市計画区域	日光市	令和 7 (2025) 年 8 月 25 日 (月) 午後 6 時 30 分から	日光市今市本町 1 日光市役所東庁舎 3 階 第 4 会議室

大田原都市計画区域	大田原市	令和 7 (2025) 年 8 月 27 日 (水) 午後 6 時 30 分から	大田原市本町 1-4-1 大田原市役所本庁舎 1 階 市民協働ホール
矢板都市計画区域	矢板市	令和 7 (2025) 年 8 月 20 日 (水) 午後 6 時 30 分から	矢板市矢板 106-2 矢板市生涯学習館 2 階 研修室 1
那須塩原都市計画区域	那須塩原市	令和 7 (2025) 年 8 月 28 日 (木) 午後 6 時 30 分から	那須塩原市共壘社 108-2 那須塩原市役所東庁舎 901 会議室
さくら都市計画区域	さくら市	令和 7 (2025) 年 8 月 29 日 (金) 午後 6 時 30 分から	さくら市氏家 2771 さくら市役所第 2 庁舎 2 階 第 1・2 会議室
那須烏山都市計画区域	那須烏山市	令和 7 (2025) 年 8 月 18 日 (月) 午後 6 時 30 分から	那須烏山市大金 240 那須烏山市役所 2 階 大会議室
益子都市計画区域	益子町	令和 7 (2025) 年 8 月 26 日 (火) 午後 6 時 30 分から	益子町大字益子 2030 益子町役場 2 階 大会議室
茂木都市計画区域	茂木町	令和 7 (2025) 年 9 月 3 日 (水) 午後 6 時 30 分から	茂木町大字茂木 151 茂木町民センター 301 室
市貝都市計画区域	市貝町	令和 7 (2025) 年 9 月 2 日 (火) 午後 6 時 30 分から	市貝町大字市埜 1280 市貝町役場 多目的ホール
塩谷都市計画区域	塩谷町	令和 7 (2025) 年 9 月 2 日 (火) 午後 6 時 30 分から	塩谷町大字玉生 955-3 塩谷町役場 1 階 会議室 A・B
那須都市計画区域	那須町	令和 7 (2025) 年 8 月 21 日 (木) 午後 6 時 30 分から	那須町大字寺子乙 2566-1 ゆめプラザ・那須 会議室
那珂川都市計画区域	那珂川町	令和 7 (2025) 年 8 月 19 日 (火) 午後 6 時 30 分から	那珂川町大字馬頭 560-1 馬頭総合福祉センター 研修室 2

2 都市計画の構想

(1) 都市計画の目標

都市づくりの基本理念

- ア 誰もが暮らしやすい集約型の都市づくり
- イ 誰もが安全でスムーズに移動できる都市づくり
- ウ 災害に強くてしなやかな都市づくり
- エ 環境にやさしい脱炭素型都市づくり
- オ 地域の魅力や強みを活かした都市づくり

(2) 主要な都市計画の決定の方針

土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業、自然的環境の整備又は保全及び都市防災に関する方針を定める。

3 対象となる都市計画区域

(1) 宇都宮都市計画区域

ア 都市計画区域の範囲及び規模

宇都宮市の全部、鹿沼市の一部、真岡市の全部、上三川町の全部、芳賀町の全部、壬生町の全部及び高根沢町の全部 約 95,263ha

イ 区域区分の決定の有無

本都市計画区域においては、区域区分を定める。

(2) 足利佐野都市計画区域

ア 都市計画区域の範囲及び規模

足利市の全部及び佐野市の一部 約31,030ha

イ 区域区分の決定の有無

本都市計画区域においては、区域区分を定める。

(3) 小山栃木都市計画区域

ア 都市計画区域の範囲及び規模

栃木市の一部、小山市の全部、下野市の全部及び野木町の全部 約57,611ha

イ 区域区分の決定の有無

本都市計画区域においては、区域区分を定める。

(4) 西方都市計画区域

ア 都市計画区域の範囲及び規模

栃木市の一部 約3,200ha

イ 区域区分の決定の有無

本都市計画区域においては、区域区分を定めない。

(5) 栗野都市計画区域

ア 都市計画区域の範囲及び規模

鹿沼市の一部 約4,691ha

イ 区域区分の決定の有無

本都市計画区域においては、区域区分を定めない。

(6) 日光都市計画区域

ア 都市計画区域の範囲及び規模

日光市の一部 約48,243ha

イ 区域区分の決定の有無

本都市計画区域においては、区域区分を定めない。

(7) 大田原都市計画区域

ア 都市計画区域の範囲及び規模

大田原市の一部 約13,380ha

イ 区域区分の決定の有無

本都市計画区域においては、区域区分を定めない。

(8) 矢板都市計画区域

ア 都市計画区域の範囲及び規模

矢板市の一部 約16,194ha

イ 区域区分の決定の有無

本都市計画区域においては、区域区分を定めない。

(9) 那須塩原都市計画区域

ア 都市計画区域の範囲及び規模

那須塩原市の一部 約39,651ha

イ 区域区分の決定の有無

本都市計画区域においては、区域区分を定めない。

(10) さくら都市計画区域

ア 都市計画区域の範囲及び規模

さくら市の全部 約12,563ha

イ 区域区分の決定の有無

本都市計画区域においては、区域区分を定めない。

(11) 那須烏山都市計画区域

- ア 都市計画区域の範囲及び規模
那須烏山市の一部 約12,792ha
- イ 区域区分の決定の有無
本都市計画区域においては、区域区分を定めない。

(12) 益子都市計画区域

- ア 都市計画区域の範囲及び規模
益子町の全部 約8,940ha
- イ 区域区分の決定の有無
本都市計画区域においては、区域区分を定めない。

(13) 茂木都市計画区域

- ア 都市計画区域の範囲及び規模
茂木町の全部 約17,269ha
- イ 区域区分の決定の有無
本都市計画区域においては、区域区分を定めない。

(14) 市貝都市計画区域

- ア 都市計画区域の範囲及び規模
市貝町の全部 約6,425ha
- イ 区域区分の決定の有無
本都市計画区域においては、区域区分を定めない。

(15) 塩谷都市計画区域

- ア 都市計画区域の範囲及び規模
塩谷町の一部 約16,168ha
- イ 区域区分の決定の有無
本都市計画区域においては、区域区分を定めない。

(16) 那須都市計画区域

- ア 都市計画区域の範囲及び規模
那須町の一部 約26,044ha
- イ 区域区分の決定の有無
本都市計画区域においては、区域区分を定めない。

(17) 那珂川都市計画区域

- ア 都市計画区域の範囲及び規模
那珂川町の一部 約3,880ha
- イ 区域区分の決定の有無
本都市計画区域においては、区域区分を定めない。

4 その他

縦覧期間満了の日までに、意見申出書の提出がない場合及び意見申出書を提出した者のうちに公述人となる意思を有する者がいない場合は、公聴会を開催しないものとする。

なお、傍聴を希望する者は、公聴会の開催の有無について、あらかじめ、栃木県県土整備部都市政策課計画担当（電話028-623-2465）に問い合わせること。

○都市計画の構想に関する公聴会の開催

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定に基づき区域区分の変更に関する公聴会を開催するので、都市計画に関する公聴会運営要領（昭和44年栃木県告示第642号。以下「要領」という。）第2条の規定により次のとおり公告し、同条第3号の都市計画の構想に係る図書を栃木県県土整備部都市政策課、関係土木事務所及び関係市町において令和7（2025）年7月15日から同月29日まで縦覧に供する。

なお、要領第3条の規定により、当該都市計画の構想について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに知事に意見申出書を提出することができる。

令和 7 (2025) 年 7 月 15 日

栃木県知事 福 田 富 一

1 公聴会の日時及び場所

都 市 計 画 区 域	関 係 市 町	日 時	場 所
宇都宮都市計画区域	上三川町	令和 7 (2025) 年 8 月 19 日 (火) 午後 6 時 30 分から	上三川町大字上三川 3970 上三川町仮庁舎中会議室
足利佐野都市計画区域	足利市	令和 7 (2025) 年 8 月 26 日 (火) 午後 6 時 30 分から	足利市朝倉町 264 あしかがフラワーパークプラザ 301 号室
	佐野市	令和 7 (2025) 年 8 月 25 日 (月) 午後 6 時 30 分から	佐野市高砂町 1 佐野市役所 6 階 大会議室 C
小山栃木都市計画区域	栃木市	令和 7 (2025) 年 8 月 21 日 (木) 午後 6 時 30 分から	栃木市入舟町 6-8 きららの杜とちぎ蔵の街楽習館 (栃木市市民交流センター) 大 交流室
	小山市	令和 7 (2025) 年 8 月 18 日 (月) 午後 6 時 30 分から	小山市中央町 1-1-1 小山市役所 4 階 会議室 403
	下野市	令和 7 (2025) 年 8 月 27 日 (水) 午後 6 時 30 分から	下野市笹原 26 下野市役所 2 階 203 会議室

2 都市計画の構想

(1) 宇都宮都市計画区域

ア 構想の名称

宇都宮都市計画区域区分

イ 対象となる土地の区域

上三川町大字石田、磯岡及び上蒲生の各一部

(2) 足利佐野都市計画区域

ア 構想の名称

足利佐野都市計画区域区分

イ 対象となる土地の区域

足利市鹿島町の一部

佐野市田島町、船津川町、下羽田、上羽田町、石塚町、多田町、築地町及び長坂町の各一部

(3) 小山栃木都市計画区域

ア 構想の名称

小山栃木都市計画区域区分

イ 対象となる土地の区域

栃木市吹上町、野中町及び惣社町の各一部

小山市梁及び高椅の各一部

下野市薬師寺の一部

3 その他

縦覧期間満了の日までに、意見申出書の提出がない場合及び意見申出書を提出した者のうちに公述人となる意思を有する者がいない場合は、公聴会を開催しないものとする。

なお、傍聴を希望する者は、公聴会の開催の有無について、あらかじめ、栃木県県土整備部都市政策課計画担当（電話028-623-2465）に問い合わせること。

○開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、開発行為に関する工事の完了に係る検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告する。

令和 7 (2025) 年 7 月 15 日

栃木県知事 福 田 富 一

開 発 区 域 (工区に含まれる地域の名称)	開 発 許 可 を 受 け た 者	
	住 所	氏 名
矢板市東町380番4、380番26、380番27、380番28、380番69、380番313、380番314、380番315、380番316、380番317	矢板市扇町二丁目6番32号	株式会社クリエイト
河内郡上三川町大字上蒲生字願成寺1774番5	河内郡上三川町大字上蒲生2091番地3	片 柳 亮
	河内郡上三川町しらさぎ二丁目13番地23	片 柳 聡
下都賀郡野木町大字野渡字狐塚183番	茨城県古河市上辺見744番地1ピアチェーレ2 202	吉 田 叶 太
下都賀郡野木町大字野木字見隠塚368番7、茨城県古河市松並二丁目4738番2	茨城県古河市平和町11番3号レヴィールエコステージ古河204号	新 井 水 穂 子 新 井 愁

(都市政策課)